一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 会長、副会長選任細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「この法人」という)定款第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項及び第3項、及び施行規則第55、56条に基づく、会長、副会長の選任に関し必要な事項を定める。

(会長、副会長、前会長の位置付け)

第2条 会長、副会長(次期会長)、副会長(次々期会長)、前会長については職責指定理事とする。 (会長、副会長、前会長の任期と職務の移行)

第3条

- 1. 次年度の会長は副会長(次期会長)をもって充て、理事会の承認を得るものとする。
- 2. 次年度の副会長(次期会長)は副会長(次々期会長)をもって充て、理事会の承認を得るものとする。
- 3. 次年度の副会長(次々期会長)は、第5条以下に定める手続きを経て理事会で選出する。
- 4. 会長は副会長(次期会長)が次期会長として選任されるに伴い、前会長となる。他の職責についても年次が変わるごとに職務を移行する。

(職責指定理事の任期)

第4条 第2条に定める職責指定理事の任期は、理事の任期を定めた定款第29条に則って選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までであるが、職責全うのため、職責指定理事としての期間中は無選挙で理事に選出され、代議員会で選任されることとする。ただし、前会長が職責を終了する年度において理事選挙がある時には、前会長は職責指定理事と同じ取り扱いとする。

(選出の時期)

第5条 会長、副会長(次期会長)の選出、副会長(次々期会長)の選出選挙(以下選挙という)は、定時 代議員会開催後の理事会において実施するものとする。

(選出の要請)

第6条 理事長は、選挙が実施される日の1ヶ月前までに、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会選挙管理委員会(以下選挙管理委員会)に選挙の実施を要請しなければならない。

(選挙人)

第7条 選挙人は、現任の理事で、選挙が行われる理事会に出席しているものとする。

(被選挙人)

第8条 被選挙人は、選挙が行われる年の代議員(ただし職責指定理事を除く)で、学術集会を開催する時に満65歳未満でなければならない。

(立候補の受付)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の被選挙人の立候補を受け付けることを公示する。

(選挙の公示)

第 10 条 選挙管理委員会は、選挙の行われる理事会の開催前に、被選挙人名簿を、現任の理事に送付し、選挙の実施を公示しなければならない。ただし、理事選挙の行われる年においては、公示の対象は理事選挙で選出された次期理事候補者及び職責指定理事(前会長を除く)とする。

(選挙の方法)

- 第11条 選挙の投票は、電子投票とし、会員情報システムを利用して行う。
- 2. 投票の方法について必要な事項は、実施要綱に定め選挙人に通知する。

(投票記録の管理)

- 第 12 条 選挙管理委員会は、選挙の投票に関する記録(投票日時、アクセス記録、など)を、選挙結果 が確定するまで厳重に保管しなければならない。
- 2. 記録の開示請求があった場合は、選挙管理委員長は理事長に報告し、選挙管理委員会および倫理委員会の合同審議に基づいて、理事長が適切に対処するものとする。

(棄権)

第 13 条 指定の日時までに投票しなかったものは、選挙の投票を棄権したものとする。

(無効投票)

- 第14条 選挙において、次の各号に掲げる投票は無効とする。
- 1. 投票要綱に定められた以外の方法で投票したもの
- 2. その他、開票立会人が無効と認めたもの

(成立)

第15条 選挙は、選挙人の3分の2以上の投票をもって成立とする。

(開票

第 16 条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後直ちに開票立会人の立ち会いのもとに 開票しなければならない。

(当選者の決定)

- 第17条 当選者は、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。
- 2. 過半数の票を獲得する者がなかったときは、得票数の上位2位までの者について、第2回目の投票を行い、有効投票数の過半数の票を獲得した者とする。
- 3. 第2回目以後の得票数が同数の場合は、抽選により決する。
- 4. 候補者が1名の時は、信任投票を行い、有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とする。
- 5. 可否同数の場合は、投票を繰り返す。
- 6. 信任を得られなかった場合は、理事長は直ちに副会長(次々期会長)選出のために臨時理事会を 準備しなければならない

(役員の欠員)

- 第 18 条 前会長及び副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときには、 副会長がその職務を代行する。
- 2. 副会長が欠員となった場合は、第5条以下に定める手続きを経て理事会で選出する。

(理事会での否決)

第 19 条 理事長は、理事会で会長、副会長の選任が承認されなかったときは、直ちに選出方法を決定し、速やかに会長、副会長を選出しなければならない。

(実施要領)

第20条 選挙管理委員会は、本細則に定めるものほか、選挙の日程など、選挙に必要な事項を別に定めることができる。

(改廃)

第22条 この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) この細則は、2024年 3月 5日より施行する。